

以上、簡単でございますけれども、説明を終わらせていただきます。

慎重審議の上、原案可決されますようお願いいたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二番(松山 清君) 昨年九月にできたものの一部改正だと思うが、内容について若干数等がふやされたわけですが、この条例がつけられたときにもいろいろ災害の規定について、該当することは少ないのじゃないかと、厚生委員会で論議されたと思う。この一年間で都内でこういうものに該当された件数というのはどのくらいあったのか。

○福祉事務所長(森田 猛君) 私の知る範囲では該当はないようでございます。

○二番(松山 清君) 額をもっとふやしてほしいということはだれも思うことだと思う。そういう災害が起きないことは当然ですが、基準というののがかなり厳しいような感じがします。条例があっても生きた条例になっていないと感ずるので、厚生委員会でも論議されると思うが、該当する範囲を広げるということもやっていただきたいと思ひます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○五番(森田治男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十六号については、厚生委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま森田治男君から所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十六号

は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第六議案第九十七号福生市中小企業振興資

金融資条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(経済課長 森田 進君登壇)

○経済課長(森田 進君) 御指名をいただきましたので、議案第九十七号福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

この福生市中小企業振興融資制度につきましては、昭和四十五年に当時の小口事業資金融資制度にかわりまして制度化したものでございます。したがいましてすでに五年が経過しておりますが、その間市内中小企業者のための金融対策の一環として利用され、その後における制度の一部改正等もあり、その融資額も年々増加し、現在に至っております。又その間、国、東京都においても中小企業振興策の一つとして、新しい融資制度の新設、融資条件の改善が行われ、これら公の融資制度は最近における金融引き締め等の影響から非常に高い利用率となっております。ちなみに、市内中小企業者の窓口であります商工会の実績を見ますと、昭和四十九年度のあせん額は約三億三千万円に達し、対前年比一億一千万円余りの増加を見ております。このような実態の中で、市内中小

企業者の利用状況、あるいは今後の利用等勘案いたしまして、融資限度額の引き上げ、又は実態に即した保証人の資格要件の改善等を行おうとするものでございます。

それでは内容について御説明申し上げます。

まず第四条でございますが、これは資金の種類と融資限度額についての規定でございますが、今回の改正はその中の融資額につきまして、運転資金につきましては百万円を百五十万円に、設備資金につきましては二百万円を三百万円に改めようとするものでございます。

第六条でございますが、これは申込者の規定でございます。第四条で融資限度額の引き上げに伴いまして、第四号を新設いたしました。融資の合計額が三百万円を超える場合——これは運転資金と設備資金の双方を利用する場合でございますが、この場合には連帯保証人一人以上及び東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の保証を条件としようとするものでございます。

続きまして第七条でございますが、これは保証人の資格の規定でございます。

第六条の申込者の規定の第四号の新設に伴いまして「第四号」を加え、又資格

要件でございます。第二号中の「世帯主」の下に運用実態から「世帯主に準ずる者」を加えまして、実質的な世帯主を保証人として定めようとするものでございます。それから同条第二項でございますが、これは福生商店街協同組合が連帯保証人にかかりまして保証することができるとする規定でございます。これも第六条に第四号が新設されたことに伴いまして第四号を加えようとするものでございます。

第七条の二でございますが、これは新設でございます。第六条の第四号で東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の保証を条件としたことに伴いまして、それについて市が保証料について負担しようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。以上、雑駁でございますが、慎重御審議いただきまして、御可決ください。すようお願いいたします。説明を終わらせていただきます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○五番(木田治男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十七号については、建設委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま木田治男君から所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決すること、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十七号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第七議案第九十八号福生市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(教育委員会社会教育課長 小野光朗君登壇)

○教育委員会社会教育課長(小野光朗君) 青少年問題につきましては、日ごろから御高配をいただき、心から感謝申し上げます。

御提案申し上げました福生市青少年問題協議会条例の一部改正案につきまして、その趣旨及び内容について御説明申し上げます。

最近、青少年の健全育成ということが大きな社会問題となっております。青少年問題は青少年個人が社会的、文化的環境条件に適応できないと言えらるれば、青少年問題というのは青少年の身体的とか心理的問題でそこから発生する問題ということはできず、むしろ社会の問題としてとらえる問題だと思えます。社会の変化とか都市問題、その他さまざまな影響を最も集中的に受けるのが青少年といえると思います。このような観点から、協議会の役割りというのが国の青少年問題協議会設置法に基づき、青少年問題に関する総合的施策の樹立について調査したり審議したり連絡調整したり関係行政機関へ意見具申することによって、それは青少年の育成の施策の総合的連絡調整機関ということであり、

その施策を行う場合の先導的とか企画的な機関であります。又、市民と行政とを通じる情報とか調査の充実機能を有しております。又、青少年問題にかかる市民活動への援助団体等の育成というようなものを果たす役割りを果たしています。このような協議会の機能でありまして、そこで決定されたものが関係行政各課や機関が事業を進めることになる重要な審議機関であります。

今回の改正案の要点はこのような審議機関としての青少年問題協議会の役割りを重視し、活動しやすいよう現行委員さんの数百六十名以内を二十六名以内に改め、同時に事務局組織の充実を図り、今後より円滑な協議会運営ができますようにするものでございます。

以下、逐条ごとに御説明申し上げます。

第二条第二項は、現行条例中の字句を福生市公用文に関する規定に基づいて改正させていただこうとするものでございます。

第三条につきましては、現行条例は協議会の委員を百六十名以内とし、関係団体等のできるだけ多くの方々に委員になっていただく、常任委員会というのは輕易な事項を処理するような組織になっております。しかし先ほど申し上げましたように、今回協議

会の審議とか決定機関としての性格を重視して、関係機関団体等の代表の方々二十六名以内で構成し、よりやりやすくより密に十分な連絡調整、審議を尽くせるようにしようとするものでございます。このようにして全体として青少年関係行政の連絡調整を充実して、青少年の健全育成のための指針にしたいと思ひます。このための協議会の組織は、会長を市長とし、市議会議員さん四人、教育委員さん一人、知識経験者としてこれは規則で定めたいと存じますが、児童委員さん、保護司さん、少年補導員さん、防犯協会の代表の方、青少年の地区委員長さん、町会長さん、社会教育委員さん、体育指導委員さん、小学校、中学校長さん、小学校、中学校のPTA会長さん、婦人団体、青年団体の各代表十六名以内をお願いして、さらに関係行政機関の職員として警察の署長さん、東京都の児童相談所の福生市を担当する福祉司さん及び市の職員として助役、収入役、教育長を加えて、合計二十六名以内で構成しようとするものでございます。御参考までに申し上げますと、福生市の百六十名を除きますと、二十五市中二十四市で青少年問題協議会が設置されておりますが、協議会の委員の平均数は二十一・四人となっております。

なお、今回の改正によりまして、委員の方々の御辞職又は任命をあわせて正規に行い、委員としての立場をより明確にして御活動をしていただきたいと思ひます。

第四条は委員の任期でございますが、知識経験者の任期は二年といたします。他の委員はその選出母体としての役職による任期がありますので、それによりたいと考えております。

第五条及び第七条は第二条の改正と同様の字句の改正でございます。

第八条は常任委員会の制度を削り、事務処理についての改正でございます。事務局体制を確立するために、施行規則の中で関係課長、これは教育委員会庶務課長、社会教育課長、学務課長、福祉事務所長及び警察署の刑事防犯課長さんを含めた幹事会を開いて、ここで事務処理の円滑化を図り、そしてそれに基づいたもので青少年問題協議会を開催していきたいと思ひます。

第九条は現行条例第九条の事務処理が第八条になったためこれを削り、委任規定をここに移すものでございます。

以上、大変な推察でございますけれども、この改正案について御説明申し上げます。た。

よろしく御審議いただきまして、御可決いただきまますようお願い申し上げます。
○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十九番(大野行夫君) 非常に結構な内容でございますが、この二十六名という限定された人数からいきますと、現在各地域ごと町内にこのような立場の人がおりまして、青少年問題対策というような名目を持っております。その下部組織に対しては今後どのように運営されていくのか。

○教育委員会社会教育課長(小野光朗君) 御指摘の点は地区委員会のことだと思います。過日、六月でしたか一応地区委員会を開催いたしました。そして青少年問題協議会の問題につきましていろいろ御説明申し上げました。要するに、こういう青少年問題協議会とともに地区委員会というのがございますが、これはあくまで地域の人たちが地域の子供たちの非行を防ぐとか健全育成というふうな問題をはかるための地域の自主的な団体なんだというふうな方をしているわけでございます。それに基づきまして市の青少年問題協議会といたしましては、そういう地区委員に対してこれから援助とか育成ということとか情報の提供とかいうふうなものを今後進めていきたい。

青少年問題協議会独自でもって情報交換等をやって進めていきたいと思っております。地区委員会につきましては、東京都の方針でもございますが、地区委員会は地区委員会としての立場にあるというふうなところでございます。そして青少年問題協議会はそれに対する連絡とか指導の団体ということでございます。現在地区委員会は二十八ございまして、この中から全員に出ていただくということは運営上できませんので、一応代表の方三名程度でもって進めていきたいと思っております。そしてその代表の方々に福生市の全体としての青少年問題協議会の活動とか情報交換等を行わせて、それをその三名のほうから流していただき、それとともに当然市として全市的な地区委員会にも報道というものを積極的にやっていきたいと思っております。

○十九番(大野行夫君) プランはいいわけですが、各町内にそういう立場の人加いて、その中から代表で二、三名出て、そこに流していくということは非常にむずかしいことであり、現実的にちょっとできないような考え方ではないかと思う。と申しますのは各町内二十八人の中から二、三名が出て、それが中心で、二十八のブロックを幾つかに分けてその中心者を出して流すというように感じられるのですが、そういう人が出ない町会にもまだまだボスがありまして、その出る人、又残った人等の考え方で、下部組織の運営

というものは簡単にいくことではないと思います。いまの説明ではその運営が円滑にいくようなことですが、二十六名の中には代表の方だけで、その代表によって二十八の組織の中にそれを連絡して運営していくという考え方で間違いないけますね。

○教育委員会社会教育課長(小野光朗君) ちなみに他の市のほうも見ますと

武蔵野市の場合ですと地区委員代表二名、三鷹市が一名、青梅市が多くて八名というふうな状態にございます。よその場合、小学校区単位とか、中学校単位でもって地区委員会ができておりますが、福生の場合町会単位なので、その辺での問題があって、ちょっと多過ぎるということで、今後こういうふうに進めていきたい。そしてこれに基づいて私のほうは今後一生懸命努力してやっていきたいと思ひます。

○二番(松山 清君)

事務局態勢を強化するという事になります。専任の職員を置くのかどうか。若干補正予算とも関連するのですが、報酬を出すようになるのではないかと思ひますが、その辺をお聞きしたい。

○教育委員会社会教育課長(小野光朗君)

御指摘の職員の増員につきましては、現在は、社会教育課のほうの職員でやっておきたいと思ひますので、増員の計画はございません。報酬につきましては、今回の補正予算の段階で入れ

ていただきたいと思いますので、よろしく願ひいたします。

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○五番(森田治男君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十八号については、総務委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま森田治男君から所定の賛成者を得て、本案は総務委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第九十八号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第八議案第九十九号福生市の緑を守り育てる

条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(経済課長 森田 進君登壇)

○経済課長(森田 進君)

御指名をいただきましたので、議案第九十九号福生市の

緑を守り育てる条例につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

御案内のように、近年における大都市周辺の開発は非常に急速度で進められて

おり、ややもすればこれが乱開発を招くことも十分考えられるわけであります。この

ような現状の中で、都市住民の生活環境の保全対策の一つとして、緑の保全推進は欠

くことのできない問題となっております。そうした実態から、国においても都市形成上

必要な緑は行政上の問題として、又住民の問題として保全推進をはかるべく、昭和

四十八年に都市緑化保全法が制定され、国、地方自治体、事業者、住民が一体とな

り保全推進を図っております。一方福生市の現状を見るならば、隣接市同様、

年々市街化は進み、その反面において緑は年ごとに失われております。

ちなみに昭和四十九年当初における市内の農耕地及び山林の所有面積を見るな

らば、全体で約十ヘクタールであり、行政面積に対する割合は約一一％となっております。

ます。これは多摩二十六市において面積、割合ともに武蔵野市に次いで少なくなってお

ります。又この間昭和四十八年度には農耕地に対するいわゆる宅地並み課税が実

施され、田園地区を除くほとんどの農耕地がその対象とされ、又山林の一部について

も非住宅地課税となり、ますます開発の速度が増すことが予想されたわけでござ

います。この問題については当時の建設委員会でも御検討いただき、先進地等

視察する中で緑地保全の要綱を制度化し、おかげをもちまして、現在では指定

対象面積の約六割が指定されております。ただいま提案しておりますこの条例

には、この福生市緑地保全の要綱を含め、制度化しようとするものでございます。

いずれにいたしましても、市内における緑を守り育てるには、市民の緑に対する

意識の高揚がその鍵を握るものと考えますので、啓蒙活動を中心に市民

ぐるみの運動として発展させるべく、この条例を提案しようとするものであります。

それでは内容について御説明申し上げます。

まず第一条の目的でございまして、市民の健康で快適な生活環境を確保すること

を目的といたしまして、樹林地、農耕地の保全あるいは樹木、草花等の植栽等を通

じまして推進に努めようとするものでございます。

第二条から第四条につきましては市長、事業者、市民それぞれの緑化推進に対する努力義務を規定してございまして、第二条は市長の責務といたしまして、市が主体的に行う事業の中での緑に対する配慮を施策の中で行うということを義務づけようとするものでございます。

第三条でございしますが、第三条の中では事業者の責務といたしまして、事業活動を行うに当たっての緑化の推進あるいは市の緑の施策に対する協力、あるいは市民生活優先を規定しようとするものでございます。

第四条の市民の責務でございしますが、市民もみずからの緑化に対する努力、あるいは緑に対する施策に対する協力を義務づけようとするものでございます。

第五条は緑化計画の策定でございします。当然のことではございますけれども、この緑化につきましては市民の参加が必要であるとするところから一条設けたわけでございます。計画を策定いたしまして、できるだけ早い時期に広報等によりまして

市民に呼びかけまして、市民参加を求めようとするものでございます。

第六条は知識の普及でございしますが、申し上げましたようにこの緑の問題につきましては市民ぐるみで緑に対する運動を進めませんと、なかなか効果が上がらないわけ

でございします。そのための推進運動、いわゆる常時の啓発活動、それとあわせまして春秋に緑の月間等を設定いたしまして、緑の思想の普及に努めようとするものでございます。

第七条 樹林地等に対する指定でございしますが、これにつきましては現在の緑地保全制度に樹林地等でかけ地等の緑を含めましたものを、この中で指定していただくものとしてございます。この本文の中の、農地法第七十八条第二項の規定によって、農

林大臣が管理する土地の使用者、これはいわゆる国有農地の使用者を指しているわけでございます。国有農地の使用者については固定資産税、都市計画税についての使用者課税等がございしますので、ここで対象にいたしまして、その申請が求められた場合には指定いたしまして、毎年度予算の範囲内で規則に規定します奨励金を交付しようとするものでございます。一として樹林地でございしますが、この樹林地には現在はいわゆる平地林、非住宅地課税とされているものだけが対象になっているわけ

でございますが、ほかにかけ地の樹林地等を含めまして、条件として五年以上、面的なつながりセアル以上のものについて指定していただくものでございます。二の農耕地でございしますが、福生市税賦課徴収条例附則第十五条の三に掲げる表に該当す

るもので、これはいわゆるA B農地でございます。A B農地につきましては御案内のよう
に四十八年度から宅地並み課税が実施されております。それに伴いましての保全
制度でございます。これも指定年限といたしまして五年以上、それから面的条件と
いたしましてセールを基準といたしまして指定しようとするものでございます。二項
といたしまして指定の期間でございますが、これを五年として定めようとするものでござ
います。三項といたしまして指定した樹林地等についてはお互いの権利義務を
明らかにするために保全協定等を締結してこうとするものでございます。

第八条の適用除外でございますが、一号といたしまして国又は公共団体の所有又は
管理にかかるもの、これについては要望等を十分行いまして、保全努力をしていきたいと
そのように考えております。二号につきましては、四十九年に制定されました生産緑地
法に基づきます第一種生産緑地及び第二種生産緑地に規定されたものについては
除いてこうとするものでございます。この生産緑地法に基づきまして、一種、二種の
緑地指定がされますと、された緑地については永久農地あるいは十年を期間として
の緑地保全がされますので、対象から除こうとするものでございます。

第九条の指導、助言及び勧告でございますが、これはここに書いてあるとおりでございまし

て、樹林地等の所有者等に対して調査を行いまして、管理上必要な助言あるいは勧
告等を行おうとするものでございます。

第十条でございますが、公共用地への優先でございます。所有者がその土地について
所有権を移転しようとする場合には、あらかじめ市長のほうと協議をしていただき、
必要な土地については協議の中で買い受けをしていくというものでございます。又ほ
かに権利の設定又は移転でございますが、これはいわゆる小作権でございます。小作
権が移転したりあるいは新しく設定された場合には、届け出てもらうということを規
定しようとするものでございます。

第十一条の指定解除の届出でございますが、第十条以外のたとえば宅地に開発す
るとか、あるいは管理能力がなくて要件を欠くに至ったというような場合には届け出ると
いう規定でございます。

第十二条の樹林地等の指定解除でございますが、この第一号につきましては第十条
あるいは第十一号により届け出があった場合を指しております。第二号といたしましては
公共等の理由により指定をしておくことが不適当となった場合、たとえば市が家庭
菜園等の目的で利用する場合等を指しております。それから第三号のその要件